

強引な電話勧誘に注意!

No.169

知らない事業者から突然電話で「債権を限られた人にだけ販売」「光回線が安くなる」など、言葉巧みに契約を勧められ承諾してしまい、トラブルになるケースが多数寄せられています。

〈事例1〉劇場型勧誘

大手証券会社を名乗り「お住まいの地域に新薬を開発する会社が設立される。高齢社会で確実に成長する企業です。地域限定で優先的に債権を紹介しています」との案内電話があった。

数日後に再び電話があり「債権は残りわずか、お金は

足りない
ので名義
を貸して
欲しい」と言われた。その後、



再び電話があり「〇〇さん名義で500万円の債権を購入した。お金を振り込むように」と言われ、断ると「名義貸しは違法。支払わなければ法律違反」と強い口調で言われ怖くなった。

消費生活センターより

名義を貸していなくても「あなたの名前で債権を購入した」と強く言われ、さまざまなお実で金銭を要求されます。一度払ってしまうと取り戻しは困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。

〈事例2〉光回線（電話・インターネット）

大手通信会社の特約店を名乗り「〇〇光に変更すると料金が安くなる」と電話勧誘があり、今より安くなるならと承諾した。

後日、申込書兼契約書が送

られてきて口頭で手続きが完了していることがわかり、問い合わせると「遠隔操作」で変更したと言われた。このような方法に問題はないのか。

消費生活センターより

「安くなる」ことのみを強調され、内容を理解しないまま契約してしまい、書面が来て初めて内容を知り、解約を申し出ると解約料を請求されたとの相談が多くあります。契約は口頭でも成立し、通信契約にはクーリング・オフ制度はありません。契約内容を理解して契約しましょう。

被害にあわないために

勧誘されても必要なければはっきり断りましょう。
・電話勧誘されても、その場で「契約」しない。
・自分で調べたり、周りの人に相談する。

・業者名や連絡先を確認する。

・おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

お問い合わせは、消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

文芸コーナー

短歌

いつときの涼をまたらす打ち水に

芝生の中の虫さえ踊る 時女 礼子

住む人の無き家の庭夏草は

繁りに繁る中に紫陽花 山本 明美

スイカズラ匂いほのかに流れきて

午後後の疲れをさらっていった 金網 あき子

ロヒンギヤは国籍も無く飢えて居り日本では

暴食称える狂気のテレビ 菊地 ミトリ

川柳

向日葵と逆回りする昼日中 木内 富美子

シュレツダー疑心暗鬼をチャラにする 福田 研治

身の丈の余生へ孫の応援歌 藤橋 由裕

年金の目減り自然なダイエット 道譯 賢一

鑑定的心模様を見る家宝 大野 登志子

敬う師居てお手本にして安堵 河野 美津子

歳のせいも性格もカサカサよ 石川 青子

喜寿の父ピーマンだけは残してる 横田 清



●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。
※俳句、短歌、川柳の原稿送付先
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。